平成２２年（フ）第２８号
釧路市武佐１丁目35番１号　ハウスブルースカイ103
債務者　宮木　希実（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月21日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第３６号
川崎市高津区坂戸１丁目17番13―103号、住民票上の住所山梨県北杜市高根町清里3545番地１　清里の森１－７―10
債務者　西野　尚子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９９号
愛知県豊橋市飯村町字西山７番地568
債務者　アサト　セルソ　マサアキ
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第４００号
愛知県豊橋市飯村町字西山７番地568
債務者　アサト　マリア
1　決定年月日時　平成22年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３号
岡山市南区洲崎１丁目８番６号　武田コーポB101、前住所岡山市南区福田277番地
債務者　房野　容子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７号
岡山市南区新保650番地11
債務者　久戸瀬敬子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６７９号
東京都大田区大森東３丁目21―16―６
債務者　安池　欣吾
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６９３号
東京都多摩市落合６丁目１－１―606
債務者　奥野　喜六
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７７２号
東京都豊島区南長崎３丁目14―11―A203
債務者　五十嵐祥雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７７３号
東京都西東京市富士町２丁目２―10―102
債務者　三橋　成男
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７７８号
埼玉県三郷市戸ケ崎3184―６
債務者　横山　智美
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７７９号
東京都品川区小山台１丁目３－２―307
債務者　諫山　隆春
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７８０号
東京都板橋区高島平２丁目28―６―646
債務者　樋口　恭子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７８４号
東京都世田谷区弦巻１丁目28―７
債務者　中澤　秀人
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２７８５号
東京都世田谷区桜新町２丁目10―17―406
債務者　丸山　順子（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８４７号
東京都新宿区中落合１丁目２―22―305
債務者　元井隆次郎
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部